

# 矢掛町農業委員会議事録

## 1. 開催日時

平成28年8月10日（水）午前9時30分～午前10時25分

## 2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

## 3. 出席委員 12名

1番	高槻 祥治	出
2番	池田 俊一	出
3番	笠原 幸男	出
4番	高月 周次郎	出
5番	武井 邦男	出
6番	栗目 公人	出
7番	岸野 敏夫	出
8番	川上 敏雅	出
10番	奥村 純一	出
11番	小原 勉	出
12番	高橋 寛行	出
13番	中村 徹	出

## 4. 議事日程

- (1) 議案第26号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第27号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第28号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第29号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について（矢掛地内小林地区）
- (5) 議案第30号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について（山田地内里山田地区、南山田地区、中地区）
- (6) 議案第31号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について（川面地内宇内地区、西川面地区）
- (7) 議案第32号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について（中川地内本堀地区、浅海地区、江良地区）

(8) 議案第33号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか  
否かの判断について (小田地内小田地区)

別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から平成28年度第5回農業委員会総会を開催します。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>署名委員は3番 笠原委員さんと、4番 高月委員さんをお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第<u>26</u>号から議案第<u>33</u>号の<u>8</u>議案です。</p>
議 長  事 務 局	<p><b>議案第<u>26</u>号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>5</u>件議題といたします。</b></p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 3px double black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>以上5件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div> <p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長  13番委員	<p>事案番号<u>28</u>番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>譲受人は現在この土地を利用権設定して耕作されています。譲渡人は亡くなられて財産管理人の弁護士の方が管理されています。相続される方がおられない為、利用権設定されている譲受人に譲渡す次第です。内容的に問題はなく、農地法3条の調査のとおり、譲受人も耕作されるというお話です。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号<u>28</u>番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号<u>28</u>番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長  13番委員	<p>事案番号<u>29</u>番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>場所は、譲受人の自宅の前の畑です。譲渡人は他県に住まれており、耕作出来ないということで譲渡すことになりました。耕作される上で問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>

議 長	<p>地元委員さんから意見がありました。事案番号 <u>29</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がございませんので、事案番号 <u>29</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>30</u> 番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。</p>
12番委員	<p>場所は、1,200平米くらいの大きな土地になります。</p> <p>増反による相手方の要望という事ですが、譲渡人にお会いした印象では、労力不足というのもあるようです。譲受人の方は、現状はまだ何も手をつけておらず、今年も稲作も豆もされていません。来年からということで、ちょっと草が生えていますが、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありました。事案番号 <u>30</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がございませんので、事案番号 <u>30</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>31</u> 番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。</p>
3番委員	<p>場所は、ほ場整備された譲受人所有の田んぼの中に位置します。譲渡人が町外に在住されていて、小作が難しい為に譲受人が所有することになりました。同じほ場の中ですので、便利はよく、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありました。事案番号 <u>31</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がございませんので、事案番号 <u>31</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>

議 長	事案番号 <u>3 2</u> 番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。
1 番 委 員	譲受人はすでに隣接する畑を所有されています。以前から、今回の増反のお話を伺っておりました。問題ないと思います。
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>3 2</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	異議がございませんので、事案番号 <u>3 2</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	<p><b>議案第 <u>2 7</u> 号 農地法第 4 条の規定による転用の許可申請について、</b></p> <p><b><u>1</u> 件議題といたします。</b></p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 3px double black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>農地区分については、第 1 種農地および第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地としております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>1 2</u> 番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。
2 番 委 員	転用目的は、自己住宅です。申請地の東側は道路で、西側北側は住宅でして、他の農地への影響は一切ございません。問題ありません。
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>1 2</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	異議がございませんので、事案番号 <u>1 2</u> 番につきましては、許可と決定いたします。

議 長	以上 <u>1</u> 件について、許可処分を行うことを議決します。
議 長	議案第 <u>28</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>2</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 農地区分については、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも 該当しないため、第2種農地としております。 </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>18</u> 番、 <u>19</u> 番は同一案件のため一括審議します。 地元委員さんの意見をお願いします。
2 番委員	現在の消防署が国道486号線、西川面のマルナカとコメリの間にございます。非常に狭く、作業がしにくいようです。移転場所は、現在地から東に移動して、矢掛自動車の整備工場の西側です。広さは現在の約1,000㎡から約1,800㎡と約2倍になります。周りに影響はないので、よろしいかと思えます。
議 長	地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>18</u> 番、 <u>19</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。
1 番委員	質問です。直接、譲渡人と消防署との契約にはならないのですか。
事 務 局	消防組合は井原市と矢掛町の合併の組合ですので、土地を所有することはないです。井原市か矢掛町の土地に消防署が建つことになります。
1 番委員	はい、わかりました。  (異議なし)
議 長	異議がございませんので、事案番号 <u>18</u> 番、 <u>19</u> 番につきましては、許可と決定いたします

議 長	以上 <u>2</u> 件について、許可処分を行うことを議決します。
議 長	資料の都合上、先に、 <b>報告事項</b> について確認します。  <b>農地改良届について</b> 地元委員さんの確認報告をお願いします。
2 番 委 員	今年から申請人の方が稲作をされます。その土地に入る進入路がありませんので、北側に申請人が耕作されている田がありまして、そこに農機具が入れるような進入路をつくりたいという事です。 今耕作されている田んぼの一部を改良するという事ですので、問題ないです。
議 長	<b>農地法第 18 条の規定による合意解約通知について</b> 地元委員さんの確認報告をお願いします。
5 番 委 員	1 番ですが、この土地が、耕作に適さず、農地として利用しにくく、耕作できない為、借受人が解約されます。双方合意されておりますので、問題ないです。
13 番 委 員	2 番は、議案第 26 号、事案番号 28 番の所有権移転のための解約です。
議 長	<b>議案第 <u>29</u> 号から議案第 <u>33</u> 号、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断については、関連する内容のため、一括で審議します。</b>  事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それではまず、別添資料「非農地判断の手続きについて（矢掛町農業委員会方針）」をご覧ください。  （資料により説明）、【議案の差し替え（浅海地区）】  集計表にありますとおり、10 地区、913 筆、約 40 ヘクタールを非農地として判断しております。 （各地区の一覧表、地図についての説明）以上です。

議 長	事務局の説明が終わりました。
13番委員	非農地になると、農地台帳から削除されますか。
事 務 局	面積からは削除されます。 台帳には、その地番は残りますが、そこに非農地という判定結果をつけます。 耕作面積からその面積分は、削られます。
13番委員	非農地に判定されないように気をつけないといけないのは、どういった農地ですか。 。
事 務 局	中山間などの補助事業をされている農地や補助金を貰われている農地はきちっと耕作をしないといけないと思います。
5 番委員	非農地判定の現地確認についてですが、今後は職員の現地確認は割愛されるということでしたが、隣接が農地の場合は、するのですか？
事 務 局	耕作されているなかで、一部が荒れているという場合は、職員も現地確認をさせてもらいます。農業委員会としては、そういう土地は非農地判定するよりも指導して耕作できる状態に戻していきたいと考えています。
議 長	非農地判定の農地は、農地に戻せますか。申請が必要ですか。
事 務 局	はい。 農地として使用すると申請があれば、登載申請がありますので、戻せます。
議 長	この件につきまして、リストのとおり農地・非農地と判断してよろしいか。  (異議なし)
議 長	異議がございませんので、リストのとおり農地・非農地と判断することを議決します。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。  <u>10分間休憩の後、10時35分から協議会を開催いたします。</u>